

第4章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 (関係各班)

1 基本方針

町は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討します。

住民等や事業所は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討します。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とし、また事業所は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることが基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとします。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し品の確認 など
	できるだけ安全な行動の例	・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なところにできるだけ近づかない など
事業所	日頃からの地震への再確認の例	・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の従業員の役割分担の確認 など

◆南海トラフ地震臨時情報

資料編 S4-01-01

2 防災対応をとるべき期間

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりケース等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとります。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は 1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。

住民等、事業所の防災対応の流れ

	プレート境界のM8以上の地震※ ¹	M7以上の地震※ ²	ゆっくりすべり※ ³
発生直後 「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
2週間※ ⁴			
すべりが収まったと評価されるまで	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

※¹ 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

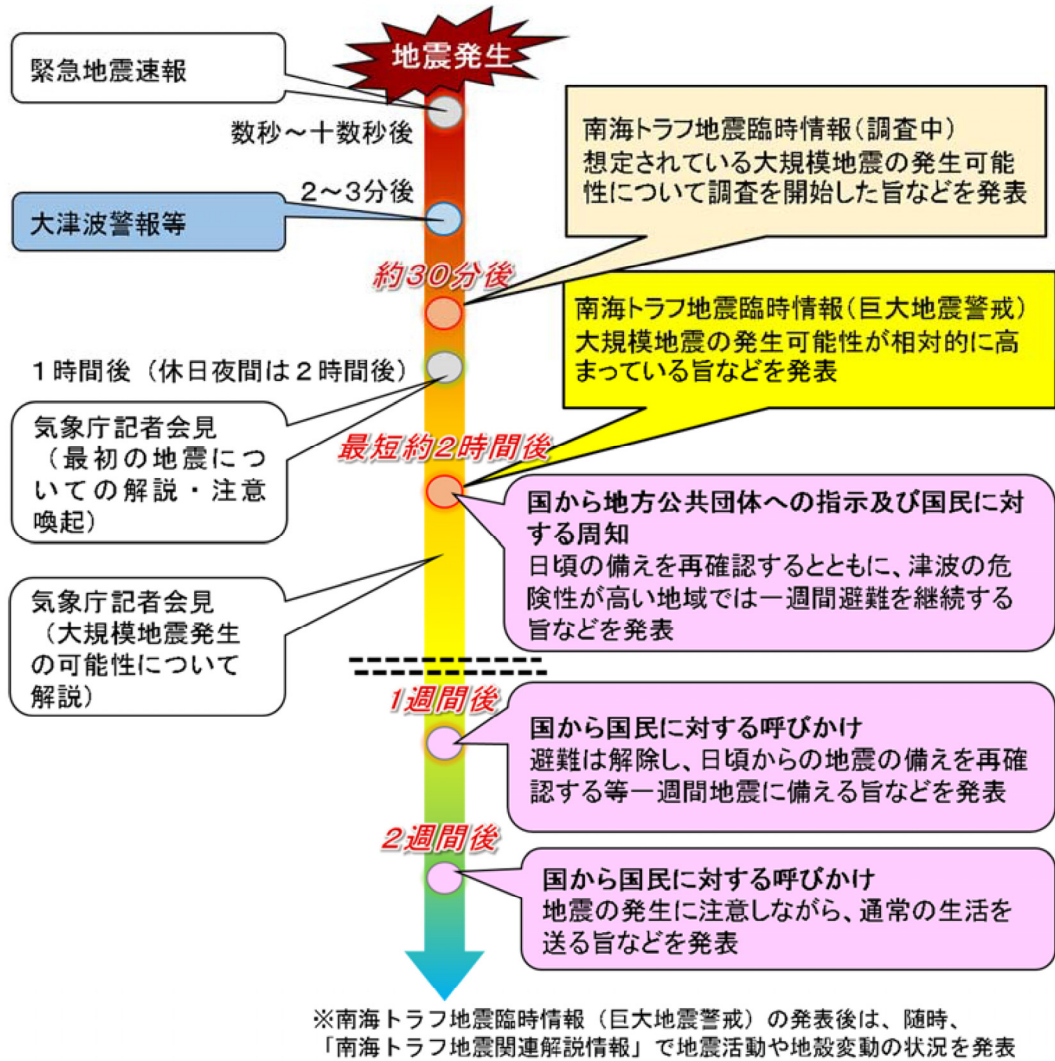
※² 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※³ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

※⁴ 2週間とは、巨大地震警戒対応期間（1週間）＋巨大地震注意対応期間（1週間）

上表内の対応は標準を示したものであり、個々の状況に応じて変わるものである

巨大地震警戒対応における情報の流れ



出典：南海トラフ地震の多様な発生携帯に備えた防災対応検討ガイドライン

3 町の体制

町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとります。町災害対策本部の組織、運営等については、あらかじめ定めておくものとします。

県及び町の防災体制等

情報名	県の防災体制等	町の防災体制等
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	危機管理部は、情報を受けた時点で、庁内各部局、市町村及び県事務所に対する連絡等、所要の準備を開始	総務部総務課危機管理防災係は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	災害対策本部 ＜構成＞ 本部長：知事 メンバー：副本部長（副知事）、本部長 ＜内容＞ ・本部長から市町村長に対し、緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）指示を伝達 ・気象庁からの情報、緊急災害対策本部会議の結果を全庁に情報共有 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認	災害対策本部 ＜構成＞ 本部長：町長 メンバー：副町長、総務部長、本部長 ＜内容＞ ・緊急災害対策本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認 ・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	岐阜県災害警戒会議 ＜構成＞ トップ：危機管理部長 メンバー：各部主管課長、出納管理課長、教育総務課長、警備第二課長、議会事務局総務課長 ※必要に応じ、副知事（危機管理担当）が出席 ＜内容＞ ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認	災害警戒会議 ＜構成＞ トップ：危機管理監 メンバー：課長以上 ※必要に応じ、町長、副町長、教育長が出席 ＜内容＞ ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	危機管理部は、庁内各部局、市町村、県事務所へ連絡し、情報を共有	総務部総務課危機管理防災係は、関係部局と情報共有

4 南海トラフ地震臨時情報の伝達

町は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や町メール、緊急速報メールのほか、ホームページ、SNS等伝達方法の多様化に努め、南海トラフ地震臨時情報の正確かつ迅速な伝達に努めます。要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生児童委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保し、外国人に対しては、ホームページやSNS、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用します。

住民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動をあわせて示します。また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知するものとします。さらに、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ対応窓口を整備します。

具体的にとるべき行動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表時	・ 日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ ・ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	1週間後	・ 日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	2週間後	・ 地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表時	・ 日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など
	1週間後	・ 地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の 災害応急対策 (関係各班)

1 避難対策

(1) 事前の避難

町は、事前の避難が必要な災害リスクに応じて、1週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施します。町においては、事前に避難が必要な災害のリスクとして、急傾斜地等における土砂災害、耐震性の不足する住宅の倒壊が考えられます。

大野町における事前の避難が必要な災害リスク

急傾斜地等における土砂災害	町は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。 その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じる。 町は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう働きかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努めるものとする。
耐震性の不足する住宅の倒壊	町は、耐震性の不足する住家に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。 町は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとする。 上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知するものとする。

（２）避難先の確保、避難所の運営

避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、町が避難所を確保します。なお、県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討するものとします。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づけます。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、町は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等へ周知します。

- ①住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること
- ②知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、町が避難所を確保すること
- ③避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること
- ④避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

（３）学校等の対応

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じます。

２ 関係機関のとりべき措置

町は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施します。

消防機関等の活動については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、その対策を定めるものとします。

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて緊急貯水が必要であり、水道事業者は、飲料水の供給を継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持するものとします。

道路交通については、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するものとします。

滞留旅客等への対応については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとします。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の 災害応急対策 （関係各班）

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけます。

第4節 防災訓練 （関係各班）

町及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努めます。

また、防災訓練を通じて、整備してきたマニュアルや応援協定等によって、南海トラフ地震の広域的な被害に迅速に対応できるか、検証を行います。

自主防災組織等の参加を得て行う訓練は、県より必要な助言と支援を受けて行います。

第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策 （関係各班）

1 町職員に対する教育

町は、職員等に対して、次の事項を含む果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行います。

- ①南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ②南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ③地震に関する一般的な知識
- ④南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に
とるべき行動に関する知識
- ⑤南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が
果たすべき役割
- ⑥南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑦南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民に対する教育

町は、県より必要な助言を受けながら、住民に対する防災教育を実施します。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとします。

- ①南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的にとるべき行動
- ②南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ③地震に関する一般的な知識
- ④南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ⑤正確な情報の入手方法
- ⑥防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑦各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑧各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ⑨住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ⑩住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行い、また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行うものとします。

3 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図ります。